

「コムストックローン約款」【イージー・コムストックローン】一部改正新旧対照表

大阪証券金融株式会社

[実施日：平成 25 年 7 月 22 日]

(下線箇所は改正部分)

新	旧
<p style="text-align: center;">「コムストックローン約款」【イージー・コムストックローン】</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p>第 1 条 (趣旨)</p> <p>1 この約款は、<u>日本証券金融株式会社</u> (以下「<u>日証金</u>」といいます。) のイージー・コムストックローン (以下「コムストックローン」といいます。) を利用されるお客様と <u>SMB C 日興証券株式会社</u> (以下「<u>提携証券会社</u>」といいます。) および <u>日証金</u> との間の取引に関する事項を定めたものです。</p> <p>2 前項に定めるコムストックローンとは、<u>日証金</u> が <u>提携証券会社</u> に証券取引口座 (振替決済口座を含みます。) を開設しているお客様に対し、お客様が同口座に保有している有価証券を担保として、インターネットを利用して行う貸付をいいます。</p> <p>第 2 条 (融資要領)</p> <p>1 契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 本融資契約は、お客様から次に掲げる書面の提出を受けることにより申込みを受け、<u>日証金</u> の審査の結果、<u>適当と認められた場合</u>において、<u>日証金</u> がお客様に契約成立の書面を発送した日に成立するものとします。</p> <p>① <u>日証金</u> 所定のコムストックローン利用申込書</p> <p>② [現行どおり]</p> <p>③ <u>日証金</u> 所定のお取引に関する重要事項確認書</p> <p>④ <u>日証金</u> 所定のお客様の本人確認書類</p> <p>(2) 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前号に規定する <u>日証金</u> の審査において、<u>適当と認められないもの</u>とします。なお、審査の結果、契約を締結できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、<u>日証金</u> の審査の結果および理由</p>	<p style="text-align: center;">「コムストックローン約款」【イージー・コムストックローン】</p> <p style="text-align: right;">大阪証券金融株式会社</p> <p>第 1 条 (趣旨)</p> <p>1 この約款は、<u>大阪証券金融株式会社</u> (以下「<u>大証金</u>」といいます。) のイージー・コムストックローン (以下「コムストックローン」といいます。) を利用されるお客様と <u>SMB C 日興証券株式会社</u> (以下「<u>提携証券会社</u>」といいます。) および <u>大証金</u> との間の取引に関する事項を定めたものです。</p> <p>2 前項に定めるコムストックローンとは、<u>大証金</u> が <u>提携証券会社</u> に証券取引口座 (振替決済口座を含みます。) を開設しているお客様に対し、お客様が同口座に保有している有価証券を担保として、インターネットを利用して行う貸付をいいます。</p> <p>第 2 条 (融資要領)</p> <p>1 契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 本融資契約は、お客様から次に掲げる書面の提出を受けることにより申込みを受け、<u>大証金</u> の審査の結果、<u>適当と認められた場合</u>において、<u>大証金</u> がお客様に契約成立の書面を発送した日に成立するものとします。</p> <p>① <u>大証金</u> 所定のコムストックローン利用申込書</p> <p>② [略]</p> <p>③ <u>大証金</u> 所定のお取引に関する重要事項確認書</p> <p>④ <u>大証金</u> 所定のお客様の本人確認書類</p> <p>(2) 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前号に規定する <u>大証金</u> の審査において、<u>適当と認められないもの</u>とします。なお、審査の結果、契約を締結できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、<u>大証金</u> の審査の結果および理由</p>

新	旧
<p>の不開示につき異議を述べないものとします。</p> <p>①～⑥ 〔現行どおり〕</p> <p>⑦ 電話およびEメールの送信によって<u>日証金</u>が連絡をとれること。</p> <p>⑧ 〔現行どおり〕</p> <p>⑨ その他<u>日証金</u>の定める事項</p> <p>(3) <u>日証金</u>の審査の結果、適当と認められた場合は、お客様に<u>日証金</u>のウェブサイトのログインIDおよびパスワードを発行し、お客様がコムストックローン利用申込書に記載された住所へ発送します。なお、ログインIDおよびパスワードについては、次のとおり取り扱います。</p> <p>① お客様が本融資にかかる申込みおよび照会（以下「申込み等」といいます。）を行うにあたっては、ログインIDおよびパスワードを必要とし、<u>日証金</u>発行のログインIDおよびパスワードとお客様がご利用時に使用するログインIDおよびパスワードとが一致した場合のみ行うことができます。</p> <p>② <u>日証金</u>は、ログインIDおよびパスワードの確認をもって、お客様の本人確認を行い、申込み等はお客様本人によってなされたものとみなします。</p> <p>③～⑤ 〔現行どおり〕</p> <p>(4) 〔現行どおり〕</p> <p>(5) 契約期間満了日までに<u>日証金</u>のウェブサイトを通じた更新の申込みがお客様からなされ、かつ、<u>日証金</u>の審査の結果、適当と認められた場合は、既存の契約期間満了日を開始日とし、その1年後の応当日の前日（休日の場合はその翌営業日とします。）を期間満了日とする契約が成立するものとし、以後も同様とします。なお、<u>日証金</u>の審査の結果は、<u>日証金</u>のウェブサイトで通知します。</p> <p>(6) 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前号に規定する更新の審査において、適当と認められないものとします。なお、審査の結果、契約を更新できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、<u>日証金</u>の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。</p> <p>①～③ 〔現行どおり〕</p> <p>④ その他<u>日証金</u>の定める事項</p> <p>2 融資限度額および融資方法</p>	<p>の不開示につき異議を述べないものとします。</p> <p>①～⑥ 〔 略 〕</p> <p>⑦ 電話およびEメールの送信によって<u>大証金</u>が連絡をとれること。</p> <p>⑧ 〔 略 〕</p> <p>⑨ その他<u>大証金</u>の定める事項</p> <p>(3) <u>大証金</u>の審査の結果、適当と認められた場合は、お客様に<u>大証金</u>のウェブサイトのログインIDおよびパスワードを発行し、お客様がコムストックローン利用申込書に記載された住所へ発送します。なお、ログインIDおよびパスワードについては、次のとおり取り扱います。</p> <p>① お客様が本融資にかかる申込みおよび照会（以下「申込み等」といいます。）を行うにあたっては、ログインIDおよびパスワードを必要とし、<u>大証金</u>発行のログインIDおよびパスワードとお客様がご利用時に使用するログインIDおよびパスワードとが一致した場合のみ行うことができます。</p> <p>② <u>大証金</u>は、ログインIDおよびパスワードの確認をもって、お客様の本人確認を行い、申込み等はお客様本人によってなされたものとみなします。</p> <p>③～⑤ 〔 略 〕</p> <p>(4) 〔 略 〕</p> <p>(5) 契約期間満了日までに<u>大証金</u>のウェブサイトを通じた更新の申込みがお客様からなされ、かつ、<u>大証金</u>の審査の結果、適当と認められた場合は、既存の契約期間満了日を開始日とし、その1年後の応当日の前日（休日の場合はその翌営業日とします。）を期間満了日とする契約が成立するものとし、以後も同様とします。なお、<u>大証金</u>の審査の結果は、<u>大証金</u>のウェブサイトで通知します。</p> <p>(6) 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前号に規定する更新の審査において、適当と認められないものとします。なお、審査の結果、契約を更新できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、<u>大証金</u>の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。</p> <p>①～③ 〔 略 〕</p> <p>④ その他<u>大証金</u>の定める事項</p> <p>2 融資限度額および融資方法</p>

新	旧
<p>(1) 本融資の実行は、<u>日証金</u>が決定した融資限度額の範囲内でお客様から申込みを受けて行うものとします。</p> <p>(2) [現行どおり]</p> <p>(3) コムストックローンの融資限度額は、お客様が第3条の定めに基づき担保として差し入れられた有価証券（以下「担保有価証券」といいます。）のうち、<u>日証金</u>が適当と認める銘柄の時価額に60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた金額（1万円未満切捨て）とします。ただし、3,000万円を上限とします。なお、<u>日証金</u>がコムストックローンの担保として適当と認める銘柄以外の銘柄（以下「融資不適格銘柄」といいます。）は、<u>日証金</u>のウェブサイトで確認することができます。</p> <p>(4) 前号ただし書の定めにかかわらず、お客様から<u>日証金</u>所定の方法により融資限度額の上限の増額にかかる申込みがあり、<u>日証金</u>が担保内容および取引実績等を別途審査のうえ適当と認めた場合は、融資限度額の上限を1億円以内の<u>日証金</u>が定める金額とすることができるものとします。</p> <p>(5) 融資の実行は、申込受付日の当日（14時30分以降に受け付けた場合は、申込受付日の翌営業日）または翌営業日（16時以降に受け付けた場合は、申込受付日の翌々営業日）に<u>日証金</u>に届け出たお客様の銀行口座に振り込む方法により行うものとします。</p> <p>(6) [現行どおり]</p> <p>(7) 担保有価証券の時価額は、市場価格から<u>日証金</u>が採用した価格に株数または口数を乗じて得た額とします。なお、市場価格から<u>日証金</u>が採用する価格は、原則として売買高等から当該銘柄の主たる市場として認められる市場における最終価格または最終気配値段その他合理的と認められる価格とします。</p> <p>3 返済方法</p> <p>(1) [現行どおり]</p> <p>(2) お客様は、次に掲げるいずれかの方法により、コムストックローンの融資金元金を返済することができます。</p> <p>① [現行どおり]</p> <p>② <u>日証金</u>の指定する<u>日証金</u>の銀行口座へ振り込む方法（以下この方法を「振込返</p>	<p>(1) 本融資の実行は、<u>大証金</u>が決定した融資限度額の範囲内でお客様から申込みを受けて行うものとします。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) コムストックローンの融資限度額は、お客様が第3条の定めに基づき担保として差し入れられた有価証券（以下「担保有価証券」といいます。）のうち、<u>大証金</u>が適当と認める銘柄の時価額に60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた金額（1万円未満切捨て）とします。ただし、3,000万円を上限とします。なお、<u>大証金</u>がコムストックローンの担保として適当と認める銘柄以外の銘柄（以下「融資不適格銘柄」といいます。）は、<u>大証金</u>のウェブサイトで確認することができます。</p> <p>(4) 前号ただし書の定めにかかわらず、お客様から<u>大証金</u>所定の方法により融資限度額の上限の増額にかかる申込みがあり、<u>大証金</u>が担保内容および取引実績等を別途審査のうえ適当と認めた場合は、融資限度額の上限を1億円以内の<u>大証金</u>が定める金額とすることができるものとします。</p> <p>(5) 融資の実行は、申込受付日の当日（14時30分以降に受け付けた場合は、申込受付日の翌営業日）または翌営業日（16時以降に受け付けた場合は、申込受付日の翌々営業日）に<u>大証金</u>に届け出たお客様の銀行口座に振り込む方法により行うものとします。</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) 担保有価証券の時価額は、市場価格から<u>大証金</u>が採用した価格に株数または口数を乗じて得た額とします。なお、市場価格から<u>大証金</u>が採用する価格は、原則として売買高等から当該銘柄の主たる市場として認められる市場における最終価格または最終気配値段その他合理的と認められる価格とします。</p> <p>3 返済方法</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) お客様は、次に掲げるいずれかの方法により、コムストックローンの融資金元金を返済することができます。</p> <p>① [略]</p> <p>② <u>大証金</u>の指定する<u>大証金</u>の銀行口座へ振り込む方法（以下この方法を「振込返</p>

新	旧
<p>済」といいます。)</p> <p>③ その他<u>日証金</u>が特に認めた方法。</p> <p>(3) お客様が担保有価証券を売却したときは、<u>日証金</u>は提携証券会社に対し、当該売却代金（提携証券会社への手数料等を差し引いた金額をいいます。以下同じとします。）のうち<u>日証金</u>が指定する返済必要額（コムストックローンの融資残高を売却後の担保有価証券（融資不適格銘柄を除きます。）の時価額に60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた金額以内とするために必要な返済額をいいます。以下同じとします。）に相当する金銭を引出すよう請求し、受渡日に当該返済必要額を提携証券会社から受け取り、融資金元金の返済に充当します。お客様は、<u>日証金</u>に対し、上記の返済必要額の引出し、受領および融資金の返済への充当にかかる一切の権限をここに委任するものとし、上記の手続きに従って担保有価証券の売却代金を返済に充当する方法（以下この方法を「売却返済」といいます。）につき異議を述べないものとします。また、お客様は日計り取引等により受渡日に当該売却代金の出金が規制されていることその他の理由によって受渡日に当該返済必要額に相当する金銭の一部または全部の引出しができなかったときは、<u>日証金</u>がその不足額の返済を上記売却返済の方法によらず別途請求することがあることを予め承諾するものとします。</p> <p>(4) (2)②の振込返済を行うときは、前営業日までに<u>日証金</u>に通知していただきます。</p> <p>(5) (2)①の預り金返済および②の振込返済の返済日は、お客様からの返済金が<u>日証金</u>に入金されたことを<u>日証金</u>が確認した日（15時までに確認できない場合は、翌営業日付の返済となります。）、③の特に認めた方法の場合の返済日については、<u>日証金</u>が定めた日とします。</p> <p>(6) (2)①の預り金返済においては、お客様から申込を受けて、<u>日証金</u>はお客様が申し込んだ返済額を限度として（ただし、預り金の額が申込返済額に満たない場合は、預り金の全額とします。）、お客様から委任を受け、申込みがなされた日に提携証券会社に当該返済額に相当する金銭を引出すよう請求し、申込みがなされた日の翌々営業日に返済に充当します。ただし、お客様が16時以降に申し込まれた場合は、申込みがなされた日の3営業日後に返済に充当します。</p> <p>(7) 前号に定める事項に関する委任については、お客様は次の事項に同意するものと</p>	<p>済」といいます。)</p> <p>③ その他<u>大証金</u>が特に認めた方法。</p> <p>(3) お客様が担保有価証券を売却したときは、<u>大証金</u>は提携証券会社に対し、当該売却代金（提携証券会社への手数料等を差し引いた金額をいいます。以下同じとします。）のうち<u>大証金</u>が指定する返済必要額（コムストックローンの融資残高を売却後の担保有価証券（融資不適格銘柄を除きます。）の時価額に60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた金額以内とするために必要な返済額をいいます。以下同じとします。）に相当する金銭を引出すよう請求し、受渡日に当該返済必要額を提携証券会社から受け取り、融資金元金の返済に充当します。お客様は、<u>大証金</u>に対し、上記の返済必要額の引出し、受領および融資金の返済への充当にかかる一切の権限をここに委任するものとし、上記の手続きに従って担保有価証券の売却代金を返済に充当する方法（以下この方法を「売却返済」といいます。）につき異議を述べないものとします。また、お客様は日計り取引等により受渡日に当該売却代金の出金が規制されていることその他の理由によって受渡日に当該返済必要額に相当する金銭の一部または全部の引出しができなかったときは、<u>大証金</u>がその不足額の返済を上記売却返済の方法によらず別途請求することがあることを予め承諾するものとします。</p> <p>(4) (2)②の振込返済を行うときは、前営業日までに<u>大証金</u>に通知していただきます。</p> <p>(5) (2)①の預り金返済および②の振込返済の返済日は、お客様からの返済金<u>大証金</u>に入金されたことを<u>大証金</u>が確認した日（15時までに確認できない場合は、翌営業日付の返済となります。）、③の特に認めた方法の場合の返済日については、<u>大証金</u>が定めた日とします。</p> <p>(6) (2)①の預り金返済においては、お客様から申込を受けて、<u>大証金</u>はお客様が申し込んだ返済額を限度として（ただし、預り金の額が申込返済額に満たない場合は、預り金の全額とします。）、お客様から委任を受け、申込みがなされた日に提携証券会社に当該返済額に相当する金銭を引出すよう請求し、申込みがなされた日の翌々営業日に返済に充当します。ただし、お客様が16時以降に申し込まれた場合は、申込みがなされた日の3営業日後に返済に充当します。</p> <p>(7) 前号に定める事項に関する委任については、お客様は次の事項に同意するものと</p>

新	旧
<p>します。</p> <p>① (6)および次の②の取扱いについては、<u>日証金</u>の合意がなければ解除または変更できないこと。</p> <p>② [現行どおり]</p> <p>4 利率、利息計算および徴収方法</p> <p>(1) 本融資の利率は、契約締結日において<u>日証金</u>が定めるところによるものとします。ただし、<u>日証金</u>は、日本国内における主要な銀行が公表する短期プライムレートの変動を考慮して融資利率を変更することができるものとし、変更する場合は、Eメールおよび<u>日証金</u>のウェブサイトでその旨を通知します。</p> <p>(2) [現行どおり]</p> <p>(3) 融資金の利息は、当月の1日から月末の日までの1か月間の利息を計算のうえ、月次報告書によりお客様に通知し、<u>日証金</u>に届け出のお客様の銀行口座から毎翌月15日(休日の場合はその翌営業日)に口座振替(ゆうちょ銀行の場合は自動払込み)によりお支払いいただきます。ただし、口座振替(自動払込み)の手続が完了するまでの間は、<u>日証金</u>の指定する<u>日証金</u>の銀行口座に振り込んでいただきます。</p> <p>5 [現行どおり]</p> <p>第3条(担保)</p> <p>1 担保有価証券は、<u>日証金</u>に対して現在および将来負担するコムストックローンにかかるいっさいの債務を共通に担保するものとします。</p> <p>2 担保を差し入れる場合は、<u>日証金</u>所定のコムストックローン有価証券担保差入書により行い、お客様が提携証券会社の証券取引口座(振替決済口座)に現在および将来保有する第4項各号に掲げる有価証券について、<u>日証金</u>を権利者とする根質権を設定していただきます。根質権の設定は、社債、株式等の振替に関する法律その他関係法令および株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の業務規程等の定めに従い、提携証券会社に開設した<u>日証金</u>の振替決済口座の質権口(以下「<u>日証金</u>質権口座」といいます。)への増加の記載または記録により行うものとします。</p> <p>3 前項の根質権の設定のため、提携証券会社がおお客様の口座から<u>日証金</u>質権口座へ増加の記載または記録を行うにあたっては、その都度、お客様より提携証券会社に対し</p>	<p>します。</p> <p>① (6)および次の②の取扱いについては、<u>大証金</u>の合意がなければ解除または変更できないこと。</p> <p>② [略]</p> <p>4 利率、利息計算および徴収方法</p> <p>(1) 本融資の利率は、契約締結日において<u>大証金</u>が定めるところによるものとします。ただし、<u>大証金</u>は、日本国内における主要な銀行が公表する短期プライムレートの変動を考慮して融資利率を変更することができるものとし、変更する場合は、Eメールおよび<u>大証金</u>のウェブサイトでその旨を通知します。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 融資金の利息は、当月の1日から月末の日までの1か月間の利息を計算のうえ、月次報告書によりお客様に通知し、<u>大証金</u>に届け出のお客様の銀行口座から毎翌月15日(休日の場合はその翌営業日)に口座振替(ゆうちょ銀行の場合は自動払込み)によりお支払いいただきます。ただし、口座振替(自動払込み)の手続が完了するまでの間は、<u>大証金</u>の指定する<u>大証金</u>の銀行口座に振り込んでいただきます。</p> <p>5 [略]</p> <p>第3条(担保)</p> <p>1 担保有価証券は、<u>大証金</u>に対して現在および将来負担するコムストックローンにかかるいっさいの債務を共通に担保するものとします。</p> <p>2 担保を差し入れる場合は、<u>大証金</u>所定のコムストックローン有価証券担保差入書により行い、お客様が提携証券会社の証券取引口座(振替決済口座)に現在および将来保有する第4項各号に掲げる有価証券について、<u>大証金</u>を権利者とする根質権を設定していただきます。根質権の設定は、社債、株式等の振替に関する法律その他関係法令および株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の業務規程等の定めに従い、提携証券会社に開設した<u>大証金</u>の振替決済口座の質権口(以下「<u>大証金</u>質権口座」といいます。)への増加の記載または記録により行うものとします。</p> <p>3 前項の根質権の設定のため、提携証券会社がおお客様の口座から<u>大証金</u>質権口座へ増加の記載または記録を行うにあたっては、その都度、お客様より提携証券会社に対し</p>

新	旧
<p>その振替申請があったものとして取り扱います。</p> <p>4 お客様が担保として差し入れることができる有価証券は、国内の金融商品取引所に上場されている次の各号に掲げるものとします。ただし、<u>外国株式等</u>の外国証券は除きます。なお、担保有価証券のうち担保評価の対象銘柄とするか否かについては、<u>日証金</u>の判断によるものとし、<u>日証金</u>は、当該銘柄の発行者の財務状況および売買高等に応じて適時に担保評価の対象銘柄を変更することができるものとします。</p> <p>(1) <u>株式</u></p> <p>(2) 協同組織金融機関の発行する優先出資証券</p> <p>(3) 投資証券</p> <p>(4) 投資信託の受益証券</p> <p>(5) 受益証券発行信託の受益証券</p> <p>5 <u>日証金</u>質権口座に記載または記録されている担保有価証券に対して交付される新株式その他の有価証券のうち、機構により<u>日証金</u>質権口座に増加の記載または記録がされるものについては、第2項に定める担保差入れにより、お客様はあらかじめ<u>日証金</u>に担保差入れの意思表示を行ったものとします。</p> <p>6 [現行どおり]</p> <p>7 お客様は、担保有価証券を提携証券会社所定の方法でいつでも売却することができます。担保有価証券を売却した場合、お客様は、その売却代金について次の事項に同意するものとします。</p> <p>(1) 提携証券会社に対する売却代金およびその引渡請求権についても<u>日証金</u>の担保権の効力が及ぶこと。</p> <p>(2) <u>日証金</u>が第2条第3項(3)による売却返済を受けるまでの間、提携証券会社に対する売却代金の引渡請求権について、これを第三者へ譲渡し、または第三者のために担保を設定しないこと。</p> <p>(3) [現行どおり]</p> <p>8 担保有価証券の返戻(担保有価証券を売却したときを除きます。)は、原則としてできないものとします。お客様から返戻の依頼があった場合には、<u>日証金</u>が審査を行い、返戻の可否を決定できるものとします。</p> <p>9 [現行どおり]</p>	<p>その振替申請があったものとして取り扱います。</p> <p>4 お客様が担保として差し入れることができる有価証券は、国内の金融商品取引所に上場されている次の各号に掲げるものとします。ただし、<u>外国株券等</u>の外国証券は除きます。なお、担保有価証券のうち担保評価の対象銘柄とするか否かについては、<u>大証金</u>の判断によるものとし、<u>大証金</u>は、当該銘柄の発行者の財務状況および売買高等に応じて適時に担保評価の対象銘柄を変更することができるものとします。</p> <p>(1) <u>株券</u></p> <p>(2) 協同組織金融機関の発行する優先出資証券</p> <p>(3) 投資証券</p> <p>(4) 投資信託の受益証券</p> <p>(5) 受益証券発行信託の受益証券</p> <p>5 <u>大証金</u>質権口座に記載または記録されている担保有価証券に対して交付される新株式その他の有価証券のうち、機構により<u>大証金</u>質権口座に増加の記載または記録がされるものについては、第2項に定める担保差入れにより、お客様はあらかじめ<u>大証金</u>に担保差入れの意思表示を行ったものとします。</p> <p>6 [略]</p> <p>7 お客様は、担保有価証券を提携証券会社所定の方法でいつでも売却することができます。担保有価証券を売却した場合、お客様は、その売却代金について次の事項に同意するものとします。</p> <p>(1) 提携証券会社に対する売却代金およびその引渡請求権についても<u>大証金</u>の担保権の効力が及ぶこと。</p> <p>(2) <u>大証金</u>が第2条第3項(3)による売却返済を受けるまでの間、提携証券会社に対する売却代金の引渡請求権について、これを第三者へ譲渡し、または第三者のために担保を設定しないこと。</p> <p>(3) [略]</p> <p>8 担保有価証券の返戻(担保有価証券を売却したときを除きます。)は、原則としてできないものとします。お客様から返戻の依頼があった場合には、<u>大証金</u>が審査を行い、返戻の可否を決定できるものとします。</p> <p>9 [略]</p>

新	旧
<p>10 お客様は、<u>日証金</u>が担保有価証券の管理等にかかる事務を提携証券会社に委託することに同意するものとします。</p> <p>11 お客様は、担保有価証券について、<u>日証金</u>および提携証券会社が、お客様と提携証券会社との間の各種取引規程に優先してこの約款を適用することを承諾し、かかる優先適用に関し、<u>日証金</u>および提携証券会社に対し、異議を述べないものとします。</p>	<p>10 お客様は、<u>大証金</u>が担保有価証券の管理等にかかる事務を提携証券会社に委託することに同意するものとします。</p> <p>11 お客様は、担保有価証券について、<u>大証金</u>および提携証券会社が、お客様と提携証券会社との間の各種取引規程に優先してこの約款を適用することを承諾し、かかる優先適用に関し、<u>大証金</u>および提携証券会社に対し、異議を述べないものとします。</p>
<p>第4条（担保不足等）</p> <p>1 担保不足（担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が70%以上となる状態をいいます。）となった場合には、<u>日証金</u>からの請求により、<u>日証金</u>が担保不足通知書を発送した日もしくはEメールを送信した日から起算して5営業日以内に、<u>日証金</u>が適当と認める担保を追加して差し入れまたは融資金の一部を返済し、もって、担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%）以下となるまで改善していただきます。</p> <p>2 前項に定めるほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたときおよび担保有価証券について<u>日証金</u>が適当でないと判断したときは、請求によって、直ちに<u>日証金</u>が適当と認める担保を追加差入れしていただきます。</p> <p>3 お客様は、担保不足その他<u>日証金</u>が債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、<u>日証金</u>の提携証券会社への指示により<u>日証金</u>が債権保全上必要な範囲内において、提携証券会社からの金銭の引出し（預り金の出金を含む。）が停止されることに同意するものとします。</p>	<p>第4条（担保不足等）</p> <p>1 担保不足（担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が70%以上となる状態をいいます。）となった場合には、<u>大証金</u>からの請求により、<u>大証金</u>が担保不足通知書を発送した日もしくはEメールを送信した日から起算して5営業日以内に、<u>大証金</u>が適当と認める担保を追加して差し入れまたは融資金の一部を返済し、もって、担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%）以下となるまで改善していただきます。</p> <p>2 前項に定めるほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたときおよび担保有価証券について<u>大証金</u>が適当でないと判断したときは、請求によって、直ちに<u>大証金</u>が適当と認める担保を追加差入れしていただきます。</p> <p>3 お客様は、担保不足その他<u>大証金</u>が債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、<u>大証金</u>の提携証券会社への指示により<u>大証金</u>が債権保全上必要な範囲内において、提携証券会社からの金銭の引出し（預り金の出金を含む。）が停止されることに同意するものとします。</p>
<p>第5条（担保処分）</p> <p>1 コムストックローンにかかる債務が履行されない場合は、<u>日証金</u>は、お客様に事前に通知、催告等を行うことなく、直ちに、担保有価証券の全部または<u>日証金</u>がその裁量により選択した担保有価証券の一部を、必ずしも法定の手続によらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により<u>日証金</u>において取立てまたは処分のうえ、その取得金から諸費用（提携証券会社に対する諸費用を含みます。）を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当できるものとし、なお残債務がある場合にはお客様は直ちに弁済し、取得金に余剰が生じた場合には<u>日証金</u>はこれをお客様また</p>	<p>第5条（担保処分）</p> <p>1 コムストックローンにかかる債務が履行されない場合は、<u>大証金</u>は、お客様に事前に通知、催告等を行うことなく、直ちに、担保有価証券の全部または<u>大証金</u>がその裁量により選択した担保有価証券の一部を、必ずしも法定の手続によらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により<u>大証金</u>において取立てまたは処分のうえ、その取得金から諸費用（提携証券会社に対する諸費用を含みます。）を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当できるものとし、なお残債務がある場合にはお客様は直ちに弁済し、取得金に余剰が生じた場合には<u>大証金</u>はこれをお客様また</p>

新	旧
<p>はお客様に優先して余剰分を受け取る権利を有する者に対して返還するものとします。</p> <p>2 前項の定めに基づき日証金が担保有価証券の全部または一部を処分する場合には、お客様は、次の事項に同意するものとします。</p> <p>(1) 第3条第7項の定めにかかわらず、お客様が担保有価証券を売却することができないこと、およびこれに伴い、お客様の提携証券会社への担保有価証券の売却注文のうち未執行のものは、日証金が提携証券会社との間で所定の手続きを行った日の大引け後に取消または失効されること。</p> <p>(2) 日証金が提携証券会社のお客様の証券取引口座から担保有価証券の全部または一部を引き出すこと、および引き出した担保有価証券に余剰が生じたときは、当該余剰分の有価証券をお客様の証券取引口座（一般口座）に返還すること。</p> <p>第6条（期限の利益の喪失）</p> <p>1 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、日証金から通知、催告等がなくても日証金に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>(1)～(2) 〔現行どおり〕</p> <p>(3) お客様の日証金に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。</p> <p>(4) 住所変更の届出を怠るなどお客様が責任を負うべき事由によって、日証金においてお客様の所在が不明となったときまたは一定期間連絡がとれなくなったとき。</p> <p>(5) 〔現行どおり〕</p> <p>2 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、日証金からの請求によって日証金に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>(1)～(2) 〔現行どおり〕</p> <p>(3) お客様が日証金との取引約定に違反したとき。</p> <p>(4) 〔現行どおり〕</p>	<p>はお客様に優先して余剰分を受け取る権利を有する者に対して返還するものとします。</p> <p>2 前項の定めに基づき大証金が担保有価証券の全部または一部を処分する場合には、お客様は、次の事項に同意するものとします。</p> <p>(1) 第3条第7項の定めにかかわらず、お客様が担保有価証券を売却することができないこと、およびこれに伴い、お客様の提携証券会社への担保有価証券の売却注文のうち未執行のものは、大証金が提携証券会社との間で所定の手続きを行った日の大引け後に取消または失効されること。</p> <p>(2) 大証金が提携証券会社のお客様の証券取引口座から担保有価証券の全部または一部を引き出すこと、および引き出した担保有価証券に余剰が生じたときは、当該余剰分の有価証券をお客様の証券取引口座（一般口座）に返還すること。</p> <p>第6条（期限の利益の喪失）</p> <p>1 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、大証金から通知、催告等がなくても大証金に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>(1)～(2) 〔 略 〕</p> <p>(3) お客様の大証金に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。</p> <p>(4) 住所変更の届出を怠るなどお客様が責任を負うべき事由によって、大証金においてお客様の所在が不明となったときまたは一定期間連絡がとれなくなったとき。</p> <p>(5) 〔 略 〕</p> <p>2 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、大証金からの請求によって大証金に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>(1)～(2) 〔 略 〕</p> <p>(3) お客様が大証金との取引約定に違反したとき。</p> <p>(4) 〔 略 〕</p>

新	旧
<p>第7条（月次報告書）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>日証金</u>は、毎月末現在を基準として当月のお客様との取引の明細を記載した月次報告書を作成し、翌月の月初にお客様に交付します。 2 〔現行どおり〕 3 お客様は、月次報告書の内容をすみやかに確認するものとし、その報告内容に疑義がある場合は、<u>日証金</u>に対して連絡していただきます。 4 月次報告書の交付後、15日以内にお客様より前項に定める連絡がない場合は、<u>日証金</u>は、当該報告書の記載内容すべてについて承認いただいたものとして取り扱います。 <p>第8条（危険負担、免責条項等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 お客様が<u>日証金</u>に差し入れた書類が、事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失、滅失、損傷または延着した場合には、<u>日証金</u>の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済していただきます。なお、<u>日証金</u>が請求した場合には直ちに代替りの書類を差し入れていただきます。この場合に生じた損害については、<u>日証金</u>が責任を負うべき事由による場合を除き、お客様の負担とします。 2 〔現行どおり〕 3 お客様に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立てもしくは処分を要した費用、およびお客様の権利を保全するためにお客様が<u>日証金</u>に協力を依頼した場合に要した費用は、お客様の負担とします。 4 次に掲げる事由によりお客様に生じた損害については、<u>日証金</u>はその責任を負わないものとし、<u>日証金</u>の故意または重過失がある場合は、この限りではありません。 <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>日証金</u>のウェブサイトの利用にあたり、その事由の如何を問わず、入力されたログインIDおよびパスワード（第三者により入力された場合を含みます。）が<u>日証金</u>発行のログインIDおよびパスワードと一致することにより行われた取引について生じた損害。 (2)～(3) 〔現行どおり〕 	<p>第7条（月次報告書）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>大証金</u>は、毎月末現在を基準として当月のお客様との取引の明細を記載した月次報告書を作成し、翌月の月初にお客様に交付します。 2 〔 略 〕 3 お客様は、月次報告書の内容をすみやかに確認するものとし、その報告内容に疑義がある場合は、<u>大証金</u>に対して連絡していただきます。 4 月次報告書の交付後、15日以内にお客様より前項に定める連絡がない場合は、<u>大証金</u>は、当該報告書の記載内容すべてについて承認いただいたものとして取り扱います。 <p>第8条（危険負担、免責条項等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 お客様が<u>大証金</u>に差し入れた書類が、事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失、滅失、損傷または延着した場合には、<u>大証金</u>の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済していただきます。なお、<u>大証金</u>が請求した場合には直ちに代替りの書類を差し入れていただきます。この場合に生じた損害については、<u>大証金</u>が責任を負うべき事由による場合を除き、お客様の負担とします。 2 〔 略 〕 3 お客様に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立てもしくは処分を要した費用、およびお客様の権利を保全するためにお客様が<u>大証金</u>に協力を依頼した場合に要した費用は、お客様の負担とします。 4 次に掲げる事由によりお客様に生じた損害については、<u>大証金</u>はその責任を負わないものとし、<u>大証金</u>の故意または重過失がある場合は、この限りではありません。 <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>大証金</u>のウェブサイトの利用にあたり、その事由の如何を問わず、入力されたログインIDおよびパスワード（第三者により入力された場合を含みます。）が<u>大証金</u>発行のログインIDおよびパスワードと一致することにより行われた取引について生じた損害。 (2)～(3) 〔 略 〕

新	旧
<p>第9条（届出事項の変更）</p> <p>1 印鑑、住所、氏名、Eメールアドレスおよび届出金融機関口座その他<u>日証金</u>への届出事項に変更があった場合には、直ちに<u>日証金</u>所定の届出事項変更届により届出をしていただきます。なお、届出に当たっては、<u>日証金</u>が必要と認める書類を提出していただくことがあります。</p> <p>2 前項の届出を怠るなどお客様が責任を負うべき事由により、<u>日証金</u>からの通知または送付した書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとします。</p> <p>第10条（成年後見人等の届出）</p> <p>1～2 〔現行どおり〕</p> <p>3 お客様について前2項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出をしていただくものとし、届出の前に生じたお客様の損害については、<u>日証金</u>が責任を負うべき場合を除いて、お客様の負担とします。</p> <p>第11条（報告および調査）</p> <p>1 財産、収入等の信用状態について<u>日証金</u>から請求があったときは、遅滞なく報告し、また調査に必要な便益を提供していただくものとします。</p> <p>2 財産、収入等の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれあるときは、<u>日証金</u>に対して遅滞なく報告していただくものとします。</p> <p>第12条（契約の終了）</p> <p>1 第2条第1項(4)および(5)に定める契約期間満了日の到来のほか、次の場合には、本契約は終了するものとします。本契約が終了する場合において、残債務があるときは、お客様は当該残債務を直ちに返済するものとし、担保も完済まで存続し、いずれもこの約款の適用を受けるものとします。</p> <p>(1)～(7) 〔現行どおり〕</p> <p>(8) その他お客様の信用状態が著しく悪化し、契約を継続することが困難であると<u>日証金</u>が判断したとき。</p>	<p>第9条（届出事項の変更）</p> <p>1 印鑑、住所、氏名、Eメールアドレスおよび届出金融機関口座その他<u>大証金</u>への届出事項に変更があった場合には、直ちに<u>大証金</u>所定の届出事項変更届により届出をしていただきます。なお、届出に当たっては、<u>大証金</u>が必要と認める書類を提出していただくことがあります。</p> <p>2 前項の届出を怠るなどお客様が責任を負うべき事由により、<u>大証金</u>からの通知または送付した書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとします。</p> <p>第10条（成年後見人等の届出）</p> <p>1～2 〔 略 〕</p> <p>3 お客様について前2項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出をしていただくものとし、届出の前に生じたお客様の損害については、<u>大証金</u>が責任を負うべき場合を除いて、お客様の負担とします。</p> <p>第11条（報告および調査）</p> <p>1 財産、収入等の信用状態について<u>大証金</u>から請求があったときは、遅滞なく報告し、また調査に必要な便益を提供していただくものとします。</p> <p>2 財産、収入等の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれあるときは、<u>大証金</u>に対して遅滞なく報告していただくものとします。</p> <p>第12条（契約の終了）</p> <p>1 第2条第1項(4)および(5)に定める契約期間満了日の到来のほか、次の場合には、本契約は終了するものとします。本契約が終了する場合において、残債務があるときは、お客様は当該残債務を直ちに返済するものとし、担保も完済まで存続し、いずれもこの約款の適用を受けるものとします。</p> <p>(1)～(7) 〔 略 〕</p> <p>(8) その他お客様の信用状態が著しく悪化し、契約を継続することが困難であると<u>大証金</u>が判断したとき。</p>

新	旧
<p>2 前項にかかわらず、お客様の債務が消滅した場合には、<u>日証金</u>は、本契約を解約し終了させることができるものとします。</p> <p>第13条（約款の改訂変更）</p> <p>この約款は、法令等の変更または監督官庁の指示その他<u>日証金</u>の業務上の必要が生じたときは、改訂されることがあります。なお、改訂内容がお客様の従来権利を制限する、もしくはお客様に新たに義務を課すものであるときは、その改訂内容を<u>日証金</u>のウェブサイトまたは書面で通知します。この場合、所定の期日までに所定の方法による異議の申入れがないときは、同意があったものとして取り扱います。</p> <p>第14条（合意管轄）</p> <p>この約款に基づく諸取引に関してお客様と<u>日証金</u>との間で訴訟の必要が生じた場合には、<u>日証金本店または支店</u>の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p> <p>第15条（準拠法）</p> <p>お客様と<u>日証金</u>および提携証券会社との間の本契約に基づく取引は、すべて日本法を準拠法とします。</p> <p>第16条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1 〔現行どおり〕</p> <p>2 お客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。</p> <p>(1)～(3) 〔現行どおり〕</p> <p>(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて<u>日証金</u>の信用を毀損し、または<u>日証金</u>の業務を妨害する行為。</p> <p>(5) 〔現行どおり〕</p> <p>3 お客様が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚</p>	<p>2 前項にかかわらず、お客様の債務が消滅した場合には、<u>大証金</u>は、本契約を解約し終了させることができるものとします。</p> <p>第13条（約款の改訂変更）</p> <p>この約款は、法令等の変更または監督官庁の指示その他<u>大証金</u>の業務上の必要が生じたときは、改訂されることがあります。なお、改訂内容がお客様の従来権利を制限する、もしくはお客様に新たに義務を課すものであるときは、その改訂内容を<u>大証金</u>のウェブサイトまたは書面で通知します。この場合、所定の期日までに所定の方法による異議の申入れがないときは、同意があったものとして取り扱います。</p> <p>第14条（合意管轄）</p> <p>この約款に基づく諸取引に関してお客様と<u>大証金</u>との間で訴訟の必要が生じた場合には、<u>大証金本店</u>の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p> <p>第15条（準拠法）</p> <p>お客様と<u>大証金</u>および提携証券会社との間の本契約に基づく取引は、すべて日本法を準拠法とします。</p> <p>第16条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1 〔 略 〕</p> <p>2 お客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。</p> <p>(1)～(3) 〔 略 〕</p> <p>(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて<u>大証金</u>の信用を毀損し、または<u>大証金</u>の業務を妨害する行為。</p> <p>(5) 〔 略 〕</p> <p>3 お客様が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚</p>

新	旧
<p>偽の申告をしたことが判明し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、お客様は、<u>日証金</u>からの請求によって、<u>日証金</u>に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>4 前項の規定の適用により、お客様に損害が生じた場合にも、<u>日証金</u>になんらの請求をしないものとします。また、<u>日証金</u>に損害が生じたときは、お客様がその責任を負います。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p><u>平成25年 7 月</u></p>	<p>偽の申告をしたことが判明し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、お客様は、<u>大証金</u>からの請求によって、<u>大証金</u>に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>4 前項の規定の適用により、お客様に損害が生じた場合にも、<u>大証金</u>になんらの請求をしないものとします。また、<u>大証金</u>に損害が生じたときは、お客様がその責任を負います。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p><u>平成23年10月</u></p>